⑷　再発防止策の検討及び実施

上記⑵の結果を踏まえ、漏えい等事案の再発防止策の検討及び実施に必要な措置を速やかに講ずる。

⑸　影響を受ける可能性のある本人への連絡等

漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係等について、速やかに本人へ連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置く。

⑹　事実関係及び再発防止策等の公表

漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表する。

３．個人情報保護委員会等への報告

個人情報取扱事業者は、漏えい等事案が発覚した場合は、その事実関係及び再発防止策等について、個人情報保護委員会等に対し、次のとおり速やかに報告するよう努める。

⑴　報告の方法

原則として、個人情報保護委員会に対して報告する。ただし、法第47条第１項に規定する認定個人情報保護団体の対象事業者である個人情報取扱事業者は、当該認定個人情報保護団体に報告する。

上記にかかわらず、法第44条第１項に基づき法第40条第１項に規定する個人情報保護委員会の権限（報告徴収及び立入検査）が事業所管大臣に委任されている分野における個人情報取扱事業者の報告先については、別途公表するところによる（※１）。

（※１）　法第44条第１項に基づき法第40条第１項に規定する個人情報保護委員会の権限が事業所管大臣に委任されている分野の詳細についても、別途公表するところによる。

⑵　報告を要しない場合

次の①又は②のいずれかに該当する場合は、報告を要しない（※２）。

（※２）　この場合も、事実関係の調査及び原因の究明並びに再発防止策の検討及び実施をはじめとする上記２．の各対応を実施することが、同様に望ましい。

①実質的に個人データ又は加工方法等情報が外部に漏えいしていないと判断される場合（※３）

（※３）　なお、「実質的に個人データ又は加工方法等情報が外部に漏えいしていないと判断される場合」には、例えば、次のような場合が該当する。

・漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報について高度な暗号化等の秘匿化がされている場合
・漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報を第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合
・漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報によって特定の個人を識別することが漏えい等事案を生じた事業者以外ではできない場合（ただし、漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報のみで、本人に被害が生じるおそれのある情報が漏えい等した場合を除く。）
・個人データ又は加工方法等情報の滅失又は毀損にとどまり、第三者が漏えい等事案に係る個人データ又は加工方法等情報を閲覧することが合理的に予測できない場合

②ＦＡＸ若しくはメールの誤送信、又は荷物の誤配等のうち軽微なものの場合（※４）

（※４）　なお、「軽微なもの」には、例えば、次のような場合が該当する。

・ＦＡＸ若しくはメールの誤送信、又は荷物の誤配等のうち、宛名及び送信者名以外に個人データ又は加工方法等情報が含まれていない場合

○金融庁告示第七号

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第十七条の四第四項の規定に基づき、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）の一部を次のように改正し、平成二十九年二月十七日から適用する。

平成二十九年二月十六日

金融庁長官　森　信親

第五条の表銀行代理業者の欄中「株式会社ＳＭＢＣ信託銀行」を削る。

○中央選挙管理会告示第二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十二条第一項の規定に基づき、平成二十八年七月十日執行の参議院比例代表選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成二十九年二月十六日

中央選挙管理会委員長　押﨑　治昭

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

１　選挙の種類　平成28年７月10日執行参議院比例代表選出議員選挙

２　公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

5,200万円

３　報告書の要旨

候補者氏名	阿達　雅志	参議院名簿届出政党等	自由民主党	平成28年７月６日から平成28年12月26日まで　第２回分
出納責任者氏名	土屋　達之介			

収入

主たる寄附（氏名／団体名）	（職業）	（寄附額）
		円
その他の寄附	０件	0
その他の収入		0
今回計		0
前回計		12,000,000
総計		12,000,000

支出

（費目）	（金額）	
	円	
人件費	0	(0)
家屋費	2,707,809	(0)
選挙事務所費	0	(0)
集合会場費	2,707,809	(0)
通信費	0	(0)
交通費	0	(0)
印刷費	0	(0)
広告費	0	(0)
文具費	0	(0)
食糧費	0	(0)
休泊費	0	(0)
雑費	7,344	(0)
今回計	2,715,153	(0)
前回計	13,052,143	(0)
総計	15,767,296	(0)

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成29年１月20日	第２回報告分

備考　支出の各欄ごとの（　）内は、専ら公職選挙法第49条の２の規定による投票に関してする選挙運動で国外においてするものに関する支出を外書として記載したものである。